

氏名又は  
名 称 \_\_\_\_\_ 殿

\_\_\_\_年分 加算税の額の計算明細書 (相続税)

あなたに通知した \_\_\_\_年分 相続税の 通知書及び加算税の賦課決定通知書 (通知用) の「納付すべき又は減少する無申告加算税」の額は、次のとおり計算しています。

		賦課決定額			変更決定後の賦課決定額			納付すべき 減少する 額
		A 加算税の基礎 となる税額	B 加算税 の割合	C 加算税の額	D 加算税の基礎 となる税額	E 加算税 の割合	F 加算税の額	
① 国税通則法に 基づく計算	G (注1)	円 0,000	$\frac{\quad}{100}$	(A×B) 円	円 0,000	$\frac{\quad}{100}$	(D×E) 円	
	H (注2)	円 0,000	$\frac{5}{100}$	(A×B) 円	円 0,000	$\frac{5}{100}$	(D×E) 円	
② ①のうち国税通則法 第66条第2項に係る部分		円 0,000	$\frac{5}{100}$	(A×B) 円	円 0,000	$\frac{5}{100}$	(D×E) 円	
③ ①のうち国税通則法 第66条第4項に係る部分		円 0,000	$\frac{10}{100}$	(A×B) 円	円 0,000	$\frac{10}{100}$	(D×E) 円	
国外財産調書又は 財産債務調書に係る 控除又は加算	④ 5%控除額	円 0,000	$\frac{5}{100}$	(A×B) 円	円 0,000	$\frac{5}{100}$	(D×E) 円	
	⑤ 5%加算額	円 0,000	$\frac{5}{100}$	(A×B) 円	円 0,000	$\frac{5}{100}$	(D×E) 円	
	⑥ 10%加算額	円 0,000	$\frac{10}{100}$	(A×B) 円	円 0,000	$\frac{10}{100}$	(D×E) 円	
⑦ ①から⑥の合計額 (G+H+②+③-④+⑤+⑥)				円			円	円

- (注) 1 国税通則法第66条第1項の規定による加算税の基礎となる税額を記載しています。  
 2 国税通則法第66条第6項の規定による加算税の基礎となる税額を記載しています。